

財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準 新旧対照表

現 行	改 訂 案
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>I. 内部統制の基本的枠組み (略)</p> <p>4. 内部統制に関係を有する者の役割と責任 (略)</p> <p> (3) <u>監査役又は監査委員会</u> (略)</p> <p>II. 財務報告に係る内部統制の評価及び報告 (略)</p> <p>III. 財務報告に係る内部統制の監査 (略)</p> <p>4. 内部統制監査の実施 (略)</p> <p> (5) <u>監査役又は監査委員会との連携</u> (略)</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>I. 内部統制の基本的枠組み (略)</p> <p>4. 内部統制に関係を有する者の役割と責任 (略)</p> <p> (3) <u>監査役等</u> (略)</p> <p>II. 財務報告に係る内部統制の評価及び報告 (略)</p> <p>III. 財務報告に係る内部統制の監査 (略)</p> <p>4. 内部統制監査の実施 (略)</p> <p> (5) <u>監査役等との連携</u> (略)</p>

現 行	改 訂 案
<p>I. 内部統制の基本的枠組み</p> <p>1. 内部統制の定義（目的）</p> <p>（略）</p> <p>（4）資産の保全</p> <p>（略）</p> <p>資産が不正に又は誤って取得、使用及び処分された場合、組織の財産や社会的信用に大きな損害や影響を与える可能性がある。また、組織が出資者等から財産の抛出等を受けて活動している場合、経営者は、これを適切に保全する責任を負っている。さらに、監査役又は監査委員会は、会社法の規定上、業務及び財産の状況の調査をすることができるとされており、組織の資産の保全に対して重要な役割・責任を担っている。</p> <p>（略）</p>	<p>I. 内部統制の基本的枠組み</p> <p>1. 内部統制の定義（目的）</p> <p>（略）</p> <p>（4）資産の保全</p> <p>（略）</p> <p>資産が不正に又は誤って取得、使用及び処分された場合、組織の財産や社会的信用に大きな損害や影響を与える可能性がある。また、組織が出資者等から財産の抛出等を受けて活動している場合、経営者は、これを適切に保全する責任を負っている。さらに、監査役等は、会社法の規定上、業務及び財産の状況の調査をすることができるとされており、組織の資産の保全に対して重要な役割・責任を担っている。</p> <p>（略）</p>
<p>2. 内部統制の基本的要素</p> <p>（略）</p> <p>（1） 統制環境</p> <p>（略）</p> <p>④ 取締役会及び監査役又は監査委員会の有する機能</p> <p>取締役会及び監査役又は監査委員会は、取締役の業務を監視する職責を負う機関で、会社法上の規定により個々の企業に設けられる制度である。例えば、取締役会及び監査役又は監査委員会が、実質的に経営者や特定の利害関係者から独立して意見を述べることができるか、モニタリングに必要な正しい情報を適時かつ適切に得てい</p>	<p>2. 内部統制の基本的要素</p> <p>（略）</p> <p>（1） 統制環境</p> <p>（略）</p> <p>④ 取締役会及び監査役等の有する機能</p> <p>取締役会及び監査役等は、取締役の業務を監視する職責を負う機関で、会社法上の規定により個々の企業に設けられる制度である。例えば、取締役会及び監査役等が、実質的に経営者や特定の利害関係者から独立して意見を述べることができるか、モニタリングに必要な正しい情報を適時かつ適切に得ているか、経営者、内部監査人</p>

現 行	改 訂 案
<p>るか、経営者、内部監査人等との間で適時かつ適切に意思疎通が図られているか、取締役会及び監査役又は監査委員会の行った報告及び指摘事項が組織において適切に取り扱われているか等、取締役会及び監査役又は監査委員会の活動の有効性は、組織全般のモニタリングが有効に機能しているかを判断する重要な要因となる。</p> <p>(略)</p> <p>(2) リスクの評価と対応</p> <p>① リスクの評価</p> <p>(略)</p> <p>ロ. リスクの分類</p> <p>(略)</p> <p>a. 全社的なリスクと業務プロセスのリスク</p> <p>(略)</p> <p>業務プロセスのリスクについては、通常、業務の中に組み込まれた統制活動等に対応することとなるが、全社的なリスクについては、明確な経営方針及び経営戦略の策定、取締役会及び監査役又は監査委員会の機能の強化、内部監査部門などのモニタリングの強化等、組織全体を対象とする内部統制を整備し、運用して対応することが必要となる。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 情報と伝達</p> <p>(略)</p>	<p>等との間で適時かつ適切に意思疎通が図られているか、取締役会及び監査役等の行った報告及び指摘事項が組織において適切に取り扱われているか等、取締役会及び監査役等の活動の有効性は、組織全般のモニタリングが有効に機能しているかを判断する重要な要因となる。</p> <p>(略)</p> <p>(2) リスクの評価と対応</p> <p>① リスクの評価</p> <p>(略)</p> <p>ロ. リスクの分類</p> <p>(略)</p> <p>a. 全社的なリスクと業務プロセスのリスク</p> <p>(略)</p> <p>業務プロセスのリスクについては、通常、業務の中に組み込まれた統制活動等に対応することとなるが、全社的なリスクについては、明確な経営方針及び経営戦略の策定、取締役会及び監査役等の機能の強化、内部監査部門などのモニタリングの強化等、組織全体を対象とする内部統制を整備し、運用して対応することが必要となる。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 情報と伝達</p> <p>(略)</p>

現 行

③ 内部通報制度など

組織においては、通常の伝達経路ではないものの、組織の情報と伝達及びモニタリングの仕組みの一つとして、内部通報制度を設ける場合がある。内部通報制度は、法令等の遵守等をはじめとする問題について、組織のすべての構成員から、経営者、取締役会、監査役又は監査委員会、場合によっては弁護士等の外部の窓口~~に~~直接、情報を伝達できるようにするものである。内部通報制度を導入する場合、経営者は、内部通報制度を有効に機能させるために、通報者を保護する仕組みを整備するとともに、必要な是正措置等を取るための方針及び手続を整備することが重要である。

(略)

(5) モニタリング

(略)

② 独立的評価

(略)

ハ. 監査役又は監査委員会による独立的評価

監査役又は監査委員会は、取締役等の職務の執行を監査する。

監査役又は監査委員会は有効なモニタリングを実施するため、調査を補助する者を使用することがある。この際、監査役又は監査委員会は、調査を補助する者について、調査対象となる業務活動、取締役等からの独立性を確保することが重要である。

改 訂 案

③ 内部通報制度など

組織においては、通常の伝達経路ではないものの、組織の情報と伝達及びモニタリングの仕組みの一つとして、内部通報制度を設ける場合がある。内部通報制度は、法令等の遵守等をはじめとする問題について、組織のすべての構成員から、経営者、取締役会、監査役等、場合によっては弁護士等の外部の窓口~~に~~直接、情報を伝達できるようにするものである。内部通報制度を導入する場合、経営者は、内部通報制度を有効に機能させるために、通報者を保護する仕組みを整備するとともに、必要な是正措置等を取るための方針及び手続を整備することが重要である。

(略)

(5) モニタリング

(略)

② 独立的評価

(略)

ハ. 監査役等による独立的評価

監査役等は、取締役等の職務の執行を監査する。

監査役等は有効なモニタリングを実施するため、調査を補助する者を使用することがある。この際、監査役等は、調査を補助する者について、調査対象となる業務活動、取締役等からの独立性を確保することが重要である。

現 行	改 訂 案
<p>(略)</p> <p>③ 内部統制上の問題についての報告</p> <p>(略)</p> <p>日常的モニタリングにより識別された問題点は、通常、モニタリングを実施した部門において分析され対応が図られることとなるが、同時に、問題点とその対応策を取りまとめて、その上位の管理者等に報告するとともに、必要に応じて、経営者、取締役会、監査役又は監査委員会等にも報告することが求められる。</p> <p>独立的評価により識別された問題点は、内部監査人によるものについては、経営者が適時に報告を受けの仕組みを確保することが重要であり、必要に応じて、取締役会、監査役又は監査委員会等にも報告することが求められる。取締役会、監査役又は監査委員会による独立的評価の結果は、取締役会で報告され、経営者による適切な対応を求めていくことが重要である。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>③ 内部統制上の問題についての報告</p> <p>(略)</p> <p>日常的モニタリングにより識別された問題点は、通常、モニタリングを実施した部門において分析され対応が図られることとなるが、同時に、問題点とその対応策を取りまとめて、その上位の管理者等に報告するとともに、必要に応じて、経営者、取締役会、監査役等にも報告することが求められる。</p> <p>独立的評価により識別された問題点は、内部監査人によるものについては、経営者が適時に報告を受けの仕組みを確保することが重要であり、必要に応じて、取締役会、監査役等にも報告することが求められる。取締役会、監査役等による独立的評価の結果は、取締役会で報告され、経営者による適切な対応を求めていくことが重要である。</p> <p>(略)</p>
<p>3. 内部統制の限界</p> <p>(略)</p>	<p>3. 内部統制の限界</p> <p>(略)</p>
<p>4. 内部統制に関係を有する者の役割と責任</p> <p>(略)</p> <p>(3) 監査役又は監査委員会</p> <p>監査役又は監査委員会は、取締役及び執行役の職務の執行に対する監</p>	<p>4. 内部統制に関係を有する者の役割と責任</p> <p>(略)</p> <p>(3) 監査役等</p> <p>監査役等は、取締役及び執行役の職務の執行に対する監査の一環とし</p>

現 行	改 訂 案
<p>査の一環として、独立した立場から、内部統制の整備及び運用状況を監視、検証する役割と責任を有している。</p> <p>監査役又は監査委員会は取締役等の職務の執行を監査する(会社法第381条第1項、第404条第2項第1号)。また、監査役又は監査委員会は、会計監査を含む、業務監査を行う。</p> <p>監査役又は監査委員会は、業務監査の一環として、財務報告の信頼性を確保するための体制を含め、内部統制が適切に整備及び運用されているかを監視する。また、会社法上、監査役又は監査委員会は、会計監査人が計算書類について実施した会計監査の方法と結果の相当性を評価することとされている。</p> <p>一方、本基準で示す内部統制監査において、監査人は、監査役が行った業務監査の中身自体を検討するものではないが、財務報告に係る全社的な内部統制の評価の妥当性を検討するに当たり、監査役又は監査委員会の活動を含めた経営レベルにおける内部統制の整備及び運用状況を、統制環境、モニタリング等の一部として考慮する。</p> <p>(略)</p>	<p>て、独立した立場から、内部統制の整備及び運用状況を監視、検証する役割と責任を有している。</p> <p>監査役等は取締役等の職務の執行を監査する(会社法第381条第1項、第399条の2第3項第1号及び第404条第2項第1号)。また、監査役等は、会計監査を含む、業務監査を行う。</p> <p>監査役等は、業務監査の一環として、財務報告の信頼性を確保するための体制を含め、内部統制が適切に整備及び運用されているかを監視する。また、会社法上、監査役等は、会計監査人が計算書類について実施した会計監査の方法と結果の相当性を評価することとされている。</p> <p>一方、本基準で示す内部統制監査において、監査人は、監査役等が行った業務監査の中身自体を検討するものではないが、財務報告に係る全社的な内部統制の評価の妥当性を検討するに当たり、監査役等の活動を含めた経営レベルにおける内部統制の整備及び運用状況を、統制環境、モニタリング等の一部として考慮する。</p> <p>(略)</p>
<p>5. 財務報告に係る内部統制の構築</p> <p>(1) 財務報告に係る内部統制構築の要点</p> <p>以上に示した内部統制の基本的な枠組みを踏まえ、特に財務報告に係る具体的な内部統制の構築に関して、重要となる点を列挙すれ</p>	<p>5. 財務報告に係る内部統制の構築</p> <p>(1) 財務報告に係る内部統制構築の要点</p> <p>以上に示した内部統制の基本的な枠組みを踏まえ、特に財務報告に係る具体的な内部統制の構築に関して、重要となる点を列挙すれ</p>

現 行	改 訂 案
<p>ば以下のとおりである。経営者は、以下に挙げるような事項を確認し、何らかの不備があった場合には、必要に応じて改善を図ることが求められる。</p> <p>○ 適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続が示されるとともに、適切に整備及び運用されていること (略)</p> <p>・取締役会及び監査役又は監査委員会の機能発揮 (略)</p>	<p>ば以下のとおりである。経営者は、以下に挙げるような事項を確認し、何らかの不備があった場合には、必要に応じて改善を図ることが求められる。</p> <p>○ 適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続が示されるとともに、適切に整備及び運用されていること (略)</p> <p>・取締役会及び監査役等の機能発揮 (略)</p>
<p>II. 財務報告に係る内部統制の評価及び報告</p> <p>1. 財務報告に係る内部統制の評価の意義 (略)</p> <p>① 財務報告の範囲 (略)</p> <p>□. 「財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等」とは、有価証券報告書等における財務諸表以外の開示事項等で次に掲げるものをいう。</p> <p>a. 財務諸表に記載された金額、数値、注記を要約、抜粋、分解又は利用して記載すべき開示事項（以下「財務諸表の表示等を用いた記載」という。）。</p> <p>例えば、有価証券報告書の記載事項中、「企業の概況」の「主要な経営指標等の推移」の項目、「事業の状況」の「業績等の概要」、</p>	<p>II. 財務報告に係る内部統制の評価及び報告</p> <p>1. 財務報告に係る内部統制の評価の意義 (略)</p> <p>① 財務報告の範囲 (略)</p> <p>□. 「財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等」とは、有価証券報告書等における財務諸表以外の開示事項等で次に掲げるものをいう。</p> <p>a. 財務諸表に記載された金額、数値、注記を要約、抜粋、分解又は利用して記載すべき開示事項（以下「財務諸表の表示等を用いた記載」という。）。</p> <p>例えば、有価証券報告書の記載事項中、「企業の概況」の「主要な経営指標等の推移」の項目、「事業の状況」の「事業等のリスク」、</p>

現 行	改 訂 案
<p>「<u>生産、受注及び販売の状況</u>」、「<u>事業等のリスク</u>」、「<u>研究開発活動</u>」及び「<u>財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</u>」の項目、「<u>設備の状況</u>」の項目、「<u>提出会社の状況</u>」の「<u>株式等の状況</u>」、「<u>自己株式の取得等の状況</u>」、「<u>配当政策</u>」及び「<u>コーポレート・ガバナンスの状況等</u>」の項目、「<u>経理の状況</u>」の「<u>主要な資産及び負債の内容</u>」及び「<u>その他</u>」の項目、「<u>保証会社情報</u>」の「<u>保証の対象となっている社債</u>」の項目並びに「<u>指数等の情報</u>」の項目のうち、財務諸表の表示等を用いた記載が挙げられる。</p> <p>(略)</p>	<p>「<u>経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</u>」及び「<u>研究開発活動</u>」の項目、「<u>設備の状況</u>」の項目、「<u>提出会社の状況</u>」の「<u>株式等の状況</u>」、「<u>自己株式の取得等の状況</u>」、「<u>配当政策</u>」及び「<u>コーポレート・ガバナンスの状況等</u>」の項目、「<u>経理の状況</u>」の「<u>主な資産及び負債の内容</u>」及び「<u>その他</u>」の項目、「<u>保証会社情報</u>」の「<u>保証の対象となっている社債</u>」の項目並びに「<u>指数等の情報</u>」の項目のうち、財務諸表の表示等を用いた記載が挙げられる。</p> <p>(略)</p>
<p>2. 財務報告に係る内部統制の評価とその範囲</p> <p>(略)</p>	<p>2. 財務報告に係る内部統制の評価とその範囲</p> <p>(略)</p>
<p>3. 財務報告に係る内部統制の評価の方法</p> <p>(略)</p> <p>(4) 内部統制の有効性の判断</p> <p>(略)</p> <p>① 全社的な内部統制の有効性の判断</p> <p>(略)</p> <p>ハ. 全社的な内部統制に不備がある場合</p> <p>(略)</p> <p> b. <u>取締役会又は監査役若しくは監査委員会</u>が財務報告の信頼性を確保するための内部統制の整備及び運用を監督、監視、検証して</p>	<p>3. 財務報告に係る内部統制の評価の方法</p> <p>(略)</p> <p>(4) 内部統制の有効性の判断</p> <p>(略)</p> <p>① 全社的な内部統制の有効性の判断</p> <p>(略)</p> <p>ハ. 全社的な内部統制に不備がある場合</p> <p>(略)</p> <p> b. <u>取締役会又は監査役等</u>が財務報告の信頼性を確保するための内部統制の整備及び運用を監督、監視、検証していない。</p>

現 行	改 訂 案
<p>いない。</p> <p>(略)</p> <p>e. 業務プロセスに関する記述、虚偽記載のリスクの識別、リスクに対する内部統制に関する記録など、内部統制の整備状況に関する記録を欠いており、取締役会又は監査役若しくは監査委員会が、財務報告に係る内部統制の有効性を監督、監視、検証することができない。</p> <p>f. 経営者や取締役会、監査役又は監査委員会に報告された全社的な内部統制の不備が合理的な期間内に改善されない。</p> <p>(略)</p> <p>④ 不備等の報告</p> <p>財務報告に係る内部統制の評価の過程で識別した内部統制の不備（開示すべき重要な不備を含む。）は、その内容及び財務報告全体に及ぼす影響金額、その対応策、その他有用と思われる情報とともに、識別した者の上位の管理者等適切な者にすみやかに報告し是正を求めるとともに、開示すべき重要な不備（及び、必要に応じて内部統制の不備）は、経営者、取締役会、監査役又は監査委員会及び会計監査人に報告する必要がある。なお、開示すべき重要な不備が期末日に存在する場合には、内部統制報告書に、開示すべき重要な不備の内容及びそれが是正されない理由を記載しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>e. 業務プロセスに関する記述、虚偽記載のリスクの識別、リスクに対する内部統制に関する記録など、内部統制の整備状況に関する記録を欠いており、取締役会又は監査役等が、財務報告に係る内部統制の有効性を監督、監視、検証することができない。</p> <p>f. 経営者や取締役会、監査役等に報告された全社的な内部統制の不備が合理的な期間内に改善されない。</p> <p>(略)</p> <p>④ 不備等の報告</p> <p>財務報告に係る内部統制の評価の過程で識別した内部統制の不備（開示すべき重要な不備を含む。）は、その内容及び財務報告全体に及ぼす影響金額、その対応策、その他有用と思われる情報とともに、識別した者の上位の管理者等適切な者にすみやかに報告し是正を求めるとともに、開示すべき重要な不備（及び、必要に応じて内部統制の不備）は、経営者、取締役会、監査役等及び会計監査人に報告する必要がある。なお、開示すべき重要な不備が期末日に存在する場合には、内部統制報告書に、開示すべき重要な不備の内容及びそれが是正されない理由を記載しなければならない。</p> <p>(略)</p>

現 行	改 訂 案
<p style="text-align: right;">(参考 1)</p> <p>財務報告に係る全社的な内部統制に関する評価項目の例</p> <p>統制環境</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役会及び監査役又は監査委員会は、財務報告とその内部統制に関し経営者を適切に監督・監視する責任を理解し、実行しているか。 ・ 監査役又は監査委員会は内部監査人及び監査人と適切な連携を図っているか。 <p>(略)</p> <p>情報と伝達</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者、取締役会、監査役又は監査委員会及びその他の関係者の中で、情報が適切に伝達・共有されているか。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部統制に関する企業外部からの情報を適切に利用し、経営者、取締役会、監査役又は監査委員会に適切に伝達する仕組みとなっているか。 <p>モニタリング</p>	<p style="text-align: right;">(参考 1)</p> <p>財務報告に係る全社的な内部統制に関する評価項目の例</p> <p>統制環境</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役会及び監査役等は、財務報告とその内部統制に関し経営者を適切に監督・監視する責任を理解し、実行しているか。 ・ 監査役等は内部監査人及び監査人と適切な連携を図っているか。 <p>(略)</p> <p>情報と伝達</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者、取締役会、監査役等及びその他の関係者の中で、情報が適切に伝達・共有されているか。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部統制に関する企業外部からの情報を適切に利用し、経営者、取締役会、監査役等に適切に伝達する仕組みとなっているか。 <p>モニタリング</p>

現 行	改 訂 案
<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部統制に係る開示すべき重要な不備等に関する情報は、経営者、取締役会、監査役又は監査委員会に適切に伝達されているか。 <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部統制に係る開示すべき重要な不備等に関する情報は、経営者、取締役会、監査役等に適切に伝達されているか。 <p>(略)</p>
<p>Ⅲ. 財務報告に係る内部統制の監査 1・2 (略)</p>	<p>Ⅲ. 財務報告に係る内部統制の監査 1・2 (略)</p>
<p>3. 監査計画と評価範囲の検討 (1) 監査計画の策定 (略)</p> <p>③ 経営者による内部統制の評価の理解</p> <p>監査人は、記録の閲覧、経営者及び適切な管理者又は担当者への質問等により、例えば、次に掲げる事項を含む財務報告に係る内部統制の有効性を評価する経営者の評価手続の内容について、その計画も含めて把握し、理解する。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に経営者、監査役又は監査委員会、取締役会に報告された内部統制の不備、開示すべき重要な不備の有無とその内容 <p>(略)</p>	<p>3. 監査計画と評価範囲の検討 (1) 監査計画の策定 (略)</p> <p>③ 経営者による内部統制の評価の理解</p> <p>監査人は、記録の閲覧、経営者及び適切な管理者又は担当者への質問等により、例えば、次に掲げる事項を含む財務報告に係る内部統制の有効性を評価する経営者の評価手続の内容について、その計画も含めて把握し、理解する。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に経営者、監査役等、取締役会に報告された内部統制の不備、開示すべき重要な不備の有無とその内容 <p>(略)</p>

現 行

4. 内部統制監査の実施

(1) 全社的な内部統制の評価の検討

監査人は、経営者による全社的な内部統制の評価の妥当性について検討する。監査人は、この検討に当たって、取締役会、監査役又は監査委員会、内部監査等、経営レベルにおける内部統制の整備及び運用状況について十分に考慮しなければならない。

(略)

② 取締役会並びに監査役又は監査委員会の監視機能の検討

有価証券報告書等の財務報告書類については、最終的には経営者が責任を持って作成し公表することになるが、公表に至る過程での取締役会や監査役又は監査委員会の監視機能が適切な情報開示に重要な役割を果たすことから、全社的な内部統制の整備及び運用の状況の検討に当たっては、取締役会や監査役又は監査委員会における監視機能について、例えば、以下の点に留意して確認することが重要となる。

- イ. 取締役会や監査役又は監査委員会の責任が記載された規定が存在しているか。
- ロ. 取締役会や監査役又は監査委員会の開催実績の記録や議事録等が存在しているか。
- ハ. 取締役会や監査役又は監査委員会の構成員は、内部統制の整備

改 訂 案

4. 内部統制監査の実施

(1) 全社的な内部統制の評価の検討

監査人は、経営者による全社的な内部統制の評価の妥当性について検討する。監査人は、この検討に当たって、取締役会、監査役等、内部監査等、経営レベルにおける内部統制の整備及び運用状況について十分に考慮しなければならない。

(略)

② 取締役会並びに監査役等の監視機能の検討

有価証券報告書等の財務報告書類については、最終的には経営者が責任を持って作成し公表することになるが、公表に至る過程での取締役会や監査役等の監視機能が適切な情報開示に重要な役割を果たすことから、全社的な内部統制の整備及び運用の状況の検討に当たっては、取締役会や監査役等における監視機能について、例えば、以下の点に留意して確認することが重要となる。

- イ. 取締役会や監査役等の責任が記載された規定が存在しているか。
- ロ. 取締役会や監査役等の会議の開催実績の記録や議事録等が存在しているか。
- ハ. 取締役会や監査役等の構成員は、内部統制の整備及び運用に関

現 行	改 訂 案
<p>及び運用に関するモニタリングを実施するため、経営者を適切に監督・監視する責任を理解した上で、それを適切に実行しているか。</p> <p>二. 監査役又は監査委員会は、内部監査人及び監査人と適切な連携を図っているか。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 業務プロセスに係る内部統制の評価の検討</p> <p>(略)</p> <p>① 業務プロセスに係る内部統制の評価の検討</p> <p>(略)</p> <p>ロ. 業務プロセスに係る内部統制の運用状況の検討</p> <p>(略)</p> <p>a. 運用状況の検討の内容及び実施方法</p> <p>(略)</p> <p>また、事業規模が小規模で、比較的簡素な構造を有している組織等においては、経営者が直接行った日常的モニタリングの結果や監査役が直接行った内部統制の検証結果（例えば、棚卸の立会などの往査の結果をまとめた報告書等）を内部統制の実施状況の検証として利用するなど、効率的な運用状況の検討が可能な場合があることに留意する。</p> <p>(略)</p>	<p>するモニタリングを実施するため、経営者を適切に監督・監視する責任を理解した上で、それを適切に実行しているか。</p> <p>二. 監査役等は、内部監査人及び監査人と適切な連携を図っているか。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 業務プロセスに係る内部統制の評価の検討</p> <p>(略)</p> <p>① 業務プロセスに係る内部統制の評価の検討</p> <p>(略)</p> <p>ロ. 業務プロセスに係る内部統制の運用状況の検討</p> <p>(略)</p> <p>a. 運用状況の検討の内容及び実施方法</p> <p>(略)</p> <p>また、事業規模が小規模で、比較的簡素な構造を有している組織等においては、経営者が直接行った日常的モニタリングの結果や監査役等が直接行った内部統制の検証結果（例えば、棚卸の立会などの往査の結果をまとめた報告書等）を内部統制の実施状況の検証として利用するなど、効率的な運用状況の検討が可能な場合があることに留意する。</p> <p>(略)</p>

現 行

(3) 内部統制の開示すべき重要な不備の報告と是正

監査人は、内部統制監査の実施において内部統制の開示すべき重要な不備を発見した場合には、経営者に報告して是正を求めるとともに、当該開示すべき重要な不備の是正状況を適時に検討しなければならない。また、監査人は、当該開示すべき重要な不備の内容及びその是正結果を取締役会及び監査役又は監査委員会に報告しなければならない。

監査人は、内部統制の不備を発見した場合も、適切な者に報告しなければならない。

監査人は、内部統制監査の結果について、経営者、取締役会及び監査役又は監査委員会に報告しなければならない。

(注) 監査人は、内部統制監査の過程で発見された内部統制の開示すべき重要な不備については、会社法監査の終了日までに、経営者、取締役会及び監査役又は監査委員会に報告することが必要になると考えられる。

① 開示すべき重要な不備等の報告

〔内部統制監査で発見した開示すべき重要な不備等の報告〕

監査人は、監査の過程で開示すべき重要な不備を発見した場合には、その内容を、経営者に報告して是正を求めなければならない

改 訂 案

(3) 内部統制の開示すべき重要な不備の報告と是正

監査人は、内部統制監査の実施において内部統制の開示すべき重要な不備を発見した場合には、経営者に報告して是正を求めるとともに、当該開示すべき重要な不備の是正状況を適時に検討しなければならない。また、監査人は、当該開示すべき重要な不備の内容及びその是正結果を取締役会及び監査役等に報告しなければならない。

監査人は、内部統制の不備を発見した場合も、適切な者に報告しなければならない。

監査人は、内部統制監査の結果について、経営者、取締役会及び監査役等に報告しなければならない。

(注) 監査人は、内部統制監査の過程で発見された内部統制の開示すべき重要な不備については、会社法監査の終了日までに、経営者、取締役会及び監査役等に報告することが必要になると考えられる。

① 開示すべき重要な不備等の報告

〔内部統制監査で発見した開示すべき重要な不備等の報告〕

監査人は、監査の過程で開示すべき重要な不備を発見した場合には、その内容を、経営者に報告して是正を求めなければならない

現 行

い。また、監査人は、当該開示すべき重要な不備の内容を経営者に報告した旨を、取締役会及び監査役又は監査委員会に報告しなければならない。

(略)

② 開示すべき重要な不備の是正状況の検討

〔期中に存在した開示すべき重要な不備の是正状況の確認〕

(略)

監査人は、開示すべき重要な不備の是正結果を、取締役会及び監査役又は監査委員会に報告しなければならない。

(略)

(4) 不正等の報告

監査人は、内部統制監査の実施において不正又は法令に違反する重大な事実を発見した場合には、経営者、取締役会及び監査役又は監査委員会に報告して適切な対応を求めるとともに、内部統制の有効性に及ぼす影響の程度について評価しなければならない。

監査人は、内部統制監査の実施において不正又は法令に違反する事実を発見した場合には、経営者、取締役会及び監査役又は監査委員会に対して適時に報告して適切な対応を求めるとともに、内部統制の有効性に及ぼす影響の程度について検討し、その結果、その事実が内部統制の不備又は開示すべき重要な不備に該当する場合には上記(3)に記載した対応を取ら

改 訂 案

い。また、監査人は、当該開示すべき重要な不備の内容を経営者に報告した旨を、取締役会及び監査役等に報告しなければならない。

(略)

② 開示すべき重要な不備の是正状況の検討

〔期中に存在した開示すべき重要な不備の是正状況の確認〕

(略)

監査人は、開示すべき重要な不備の是正結果を、取締役会及び監査役等に報告しなければならない。

(略)

(4) 不正等の報告

監査人は、内部統制監査の実施において不正又は法令に違反する重大な事実を発見した場合には、経営者、取締役会及び監査役等に報告して適切な対応を求めるとともに、内部統制の有効性に及ぼす影響の程度について評価しなければならない。

監査人は、内部統制監査の実施において不正又は法令に違反する事実を発見した場合には、経営者、取締役会及び監査役等に対して適時に報告して適切な対応を求めるとともに、内部統制の有効性に及ぼす影響の程度について検討し、その結果、その事実が内部統制の不備又は開示すべき重要な不備に該当する場合には上記(3)に記載した対応を取らなければなら

現 行	改 訂 案
<p>なければならない。</p> <p>(5) <u>監査役又は監査委員会との連携</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>監査人は、効果的かつ効率的な監査を実施するために、<u>監査役又は監査委員会との連携の範囲及び程度を決定しなければならない。</u></p> </div> <p>(略)</p>	<p>ない。</p> <p>(5) <u>監査役等との連携</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>監査人は、効果的かつ効率的な監査を実施するために、<u>監査役等との連携の範囲及び程度を決定しなければならない。</u></p> </div> <p>(略)</p>
<p>5. 監査人の報告</p> <p>(1) <u>意見に関する除外</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 監査人は、内部統制報告書において、経営者が決定した評価範囲、評価手続、及び評価結果に関して不適切なものがあり、その影響が無限定適正意見を表明することができない程度に重要ではあるものの、内部統制報告書を全体として虚偽の表示に当たるとするほどではないと判断したときには、<u>除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。</u>この場合には、<u>別に区分を設けて</u>、除外した不適切な事項及び財務諸表監査に及ぼす影響を記載しなければならない。</p> <p>② 監査人は、内部統制報告書において、経営者が決定した評価範囲、評価手続、及び評価結果に関して不適切なものがあり、その影響が内部統制報告書全体として虚偽の表示に当たるとするほどに重要であると判断した場合には、内部統制報告書が不適正である旨の意見</p> </div>	<p>5. 監査人の報告</p> <p>(1) <u>意見に関する除外</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 監査人は、内部統制報告書において、経営者が決定した評価範囲、評価手続、及び評価結果に関して不適切なものがあり、その影響が無限定適正意見を表明することができない程度に重要ではあるものの、内部統制報告書を全体として虚偽の表示に当たるとするほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、<u>意見の根拠の区分に</u>、除外した不適切な事項及び財務諸表監査に及ぼす影響を記載しなければならない。</p> <p>② 監査人は、内部統制報告書において、経営者が決定した評価範囲、評価手続、及び評価結果に関して不適切なものがあり、その影響が内部統制報告書全体として虚偽の表示に当たるとするほどに重要であると判断した場合には、内部統制報告書が不適正である旨の意見</p> </div>

現 行

を表明しなければならない。この場合には、別に区分を設けて、内部統制報告書が不適正である旨及びその理由、並びに財務諸表監査に及ぼす影響を記載しなければならない。

(略)

(2) 監査範囲の制約

① 監査人は、重要な監査手続を実施できなかったこと等により、無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響が内部統制報告書全体に対する意見表明ができないほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、別に区分を設けて、実施できなかった監査手続等及び財務諸表監査に及ぼす影響について記載しなければならない。

② 監査人は、重要な監査手続を実施できなかったこと等により、内部統制報告書全体に対する意見表明のための基礎を得ることができなかったときは、意見を表明してはならない。この場合には、別に区分を設けて、内部統制報告書に対する意見を表明しない旨及びその理由を記載しなければならない。

(略)

〔内部統制報告書に記載する後発事象の検討〕

(略)

改 訂 案

を表明しなければならない。この場合には、意見の根拠の区分に、内部統制報告書が不適正であるとした理由及び財務諸表監査に及ぼす影響を記載しなければならない。

(略)

(2) 監査範囲の制約

① 監査人は、重要な監査手続を実施できなかったこと等により、無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響が内部統制報告書全体に対する意見表明ができないほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、意見の根拠の区分に、実施できなかった監査手続等及び財務諸表監査に及ぼす影響について記載しなければならない。

② 監査人は、重要な監査手続を実施できなかったこと等により、内部統制報告書全体に対する意見表明のための基礎を得ることができなかったときは、意見を表明してはならない。この場合には、別に区分を設けて、内部統制報告書に対する意見を表明しない旨及びその理由を記載しなければならない。

(略)

〔内部統制報告書に記載する後発事象の検討〕

(略)

現 行	改 訂 案
<p>重要な後発事象の発生の有無を確認する手続としては、例えば、以下のものが挙げられる。</p> <p>(略)</p> <p>ロ. 決算日後に開催された株主総会、取締役会、監査役会及び常務会等の重要な会議の議事録を閲覧する。議事録が入手できない場合には、会議で討議された事項について質問する。</p> <p>(略)</p>	<p>重要な後発事象の発生の有無を確認する手続としては、例えば、以下のものが挙げられる。</p> <p>(略)</p> <p>ロ. 決算日後に開催された株主総会、取締役会、監査役会等及び常務会等の重要な会議の議事録を閲覧する。議事録が入手できない場合には、会議で討議された事項について質問する。</p> <p>(略)</p>

※ その他、「すべて」を「全て」に修正する